

ス 一は一千平方キロメートル。更後の期間以内定める。ト トル以下 日以降

第十二条 法第十四条第一項の規定により法第十三条第二項第四号から第六号までの事項を変更しようとする者は、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第四号の事項を変更しようとする場合にあつては、法第四条第一項の許可の有効期間の満了の日を六月前までに申請を行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 第六条第二項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
二 申請人が法人である場合にあつては、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書
三 主たる技術者の履歴書
四 前三号に掲げるもののほか、深海底鉱業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを説明した書類
五 法第十三条第二項第四号の事項を変更しようとする場合にあつては、探査又は採鉱の実績を説明した書類
六 法第十三条第五号及び第六号の事項を変更しようとする場合にあつては、探査又は採鉱を行う区域の図面及び様式第二による鉱床説明書（法第十四条第一項の許可の申請が、採鉱の事業に係るものである場合に限る。）

3 第六条第四項の規定並びに第八条第一項及び第二項の規定（法第十三条第二項第五号及び第六号の事項を変更しようとする場合に限る。）は、第一項の申請書に準用する。
第十三条 法第十五条の規定により法第十三条第二項第三号の事項の変更を届け出ようとする者は、届出書に変更の事実を証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 第十号第二項及び第三項の規定は、前項の届出書に準用する。
第十四条 共同深海底鉱業者の代表者は、全員が記名した代表者選定の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 共同深海底鉱業者は、代表者を変更したとき、全員が記名した代表者変更の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第一項及び前項の規定は、深海底鉱業者の地位の承継により深海底鉱業者となるべき者が二人以上である場合に準用する。
第十五条 法第十八条第一項の規定により深海底鉱業の譲渡し及び譲受けの認可の申請（深海底鉱業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）
第十五条 法第十八条第一項の規定により深海底鉱業の譲渡し及び譲受けの認可を受けようとする者は、様式第七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類
二 譲渡し及び譲受けに関する契約書の写し
三 第六条第二項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第三項第一号から第六号までに掲げる書類
四 探査又は採鉱を行う区域の図面（法第十八条第一項の認可の申請が、深海底鉱業の区域の一部の譲渡し及び譲受けに係るものである場合に限る。）
3 第六条第四項及び第五項の規定は、第一項の申請書に準用する。
第十六条 法第十八条第二項の規定により法人の合併又は分割の認可を受けようとする者は、様式第八又は様式第八の二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 合併又は分割を必要とする理由を記載した書類
二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
三 合併又は分割の条件に関する説明書
四 第六条第二項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第三項第二号から第六号までに掲げる書類
第三章 深海底鉱業の実施等
（廃止の届出）
第十七条 法第二十一条の規定により深海底鉱業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
第十八条 法第二十三条第二項の規定により事業着手の期限の延長の申請をしようとする者は、様式第十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十三条第三項の規定により事業休止の認可の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
第十九条 法第二十四条第一項の規定により施業案の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による施業案に、その説明図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 施業案の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による新たな施業案に、その説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
3 前二項の書類を提出するときは、それぞれ副本二通ずつを添えて提出しなければならない。
第四章 雑則
（和解の仲介の申立て）
第二十条 法第二十八条において準用する鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十二条の規定により和解の仲介の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 申立人の氏名又は名称及び住所
二 争議の当事者の氏名又は名称及び住所
三 争議の経過の概要
四 申立ての趣旨
2 前項の申立てをする場合には、他の当事者の数に応じた部数の申立書の副本を提出しなければならない。
（立入検査の身分証明書）
第二十一条 法第三十五条第二項の証明書は、様式第十三によるものとする。
（意見の聴取）
第二十二条 法第三十八条第一項の規定による意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を処分に係る者又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示しなければならない。
3 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係

があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに、指定した者に対してその旨を通知しなければならない。
5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。
9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定による意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。
（結合関係）
第二十三条 法第四十条の経済産業省令で定める結合関係は、日本国の国民又は法人が外国深海底鉱業者との間に、当該外国深海底鉱業者が受けた許可によつて深海底鉱業を行うことを内容とする契約を締結していることとする。
第二十四条 法第四十条の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第十四に

2 法第二十三条第三項の規定により事業休止の認可の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
第十九条 法第二十四条第一項の規定により施業案の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による施業案に、その説明図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 施業案の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による新たな施業案に、その説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
3 前二項の書類を提出するときは、それぞれ副本二通ずつを添えて提出しなければならない。
第四章 雑則
（和解の仲介の申立て）
第二十条 法第二十八条において準用する鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十二条の規定により和解の仲介の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 申立人の氏名又は名称及び住所
二 争議の当事者の氏名又は名称及び住所
三 争議の経過の概要
四 申立ての趣旨
2 前項の申立てをする場合には、他の当事者の数に応じた部数の申立書の副本を提出しなければならない。
（立入検査の身分証明書）
第二十一条 法第三十五条第二項の証明書は、様式第十三によるものとする。
（意見の聴取）
第二十二条 法第三十八条第一項の規定による意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を処分に係る者又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示しなければならない。
3 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係

があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに、指定した者に対してその旨を通知しなければならない。
5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。
9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定による意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。
（結合関係）
第二十三条 法第四十条の経済産業省令で定める結合関係は、日本国の国民又は法人が外国深海底鉱業者との間に、当該外国深海底鉱業者が受けた許可によつて深海底鉱業を行うことを内容とする契約を締結していることとする。
第二十四条 法第四十条の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第十四に

2 法第二十三条第三項の規定により事業休止の認可の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
第十九条 法第二十四条第一項の規定により施業案の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による施業案に、その説明図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 施業案の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による新たな施業案に、その説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
3 前二項の書類を提出するときは、それぞれ副本二通ずつを添えて提出しなければならない。
第四章 雑則
（和解の仲介の申立て）
第二十条 法第二十八条において準用する鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十二条の規定により和解の仲介の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 申立人の氏名又は名称及び住所
二 争議の当事者の氏名又は名称及び住所
三 争議の経過の概要
四 申立ての趣旨
2 前項の申立てをする場合には、他の当事者の数に応じた部数の申立書の副本を提出しなければならない。
（立入検査の身分証明書）
第二十一条 法第三十五条第二項の証明書は、様式第十三によるものとする。
（意見の聴取）
第二十二条 法第三十八条第一項の規定による意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を処分に係る者又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示しなければならない。
3 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係

があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに、指定した者に対してその旨を通知しなければならない。
5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。
9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定による意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。
（結合関係）
第二十三条 法第四十条の経済産業省令で定める結合関係は、日本国の国民又は法人が外国深海底鉱業者との間に、当該外国深海底鉱業者が受けた許可によつて深海底鉱業を行うことを内容とする契約を締結していることとする。
第二十四条 法第四十条の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第十四に

2 法第二十三条第三項の規定により事業休止の認可の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
第十九条 法第二十四条第一項の規定により施業案の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による施業案に、その説明図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2 施業案の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による新たな施業案に、その説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
3 前二項の書類を提出するときは、それぞれ副本二通ずつを添えて提出しなければならない。
第四章 雑則
（和解の仲介の申立て）
第二十条 法第二十八条において準用する鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十二条の規定により和解の仲介の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 申立人の氏名又は名称及び住所
二 争議の当事者の氏名又は名称及び住所
三 争議の経過の概要
四 申立ての趣旨
2 前項の申立てをする場合には、他の当事者の数に応じた部数の申立書の副本を提出しなければならない。
（立入検査の身分証明書）
第二十一条 法第三十五条第二項の証明書は、様式第十三によるものとする。
（意見の聴取）
第二十二条 法第三十八条第一項の規定による意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を処分に係る者又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示しなければならない。
3 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係

があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに、指定した者に対してその旨を通知しなければならない。
5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。
9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定による意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。
（結合関係）
第二十三条 法第四十条の経済産業省令で定める結合関係は、日本国の国民又は法人が外国深海底鉱業者との間に、当該外国深海底鉱業者が受けた許可によつて深海底鉱業を行うことを内容とする契約を締結していることとする。
第二十四条 法第四十条の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第十四に

よる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請人が自然人である場合にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は日本国の国民であることを証するに足りる書面

二 申請人が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書又は日本国の法人であることを証するに足りる書面

三 外国深海底鉱業者との間の契約書の写し

四 外国深海底鉱業者が深海底鉱業国より受けた許可の概要を説明した書類

五 外国深海底鉱業者及び申請人が行う深海底鉱業の概要を説明した書類

六 第六条第五項の規定は、第一項の申請書に準用する。

附則 (昭和五十九年八月二四日通商産業省令第五一号) この省令は、昭和五十九年九月二日から施行する。

附則 (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号) (施行期日) この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄 第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年三月二九日通商産業省令第二二号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二五四号) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成一三年二月一八日経済産業省令第二五号) この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第二十八条の次に一条を加える改正規定(第二十九条第四項第二号に係る部分に限る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

附則 (平成一五年二月三日経済産業省令第九号) この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号) この省令は、不動産登記法の施行の日(平成一七年三月七日)から施行する。

附則 (平成二五年一二月二〇日経済産業省令第六四号) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号) この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

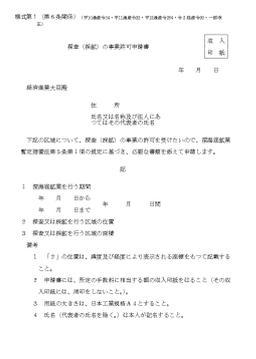
附則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号) (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令

様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。



- 1 総務部(課長) 2 総務部(課長) 3 総務部(課長) 4 総務部(課長) 5 総務部(課長) 6 総務部(課長) 7 総務部(課長) 8 総務部(課長) 9 総務部(課長) 10 総務部(課長) 11 総務部(課長) 12 総務部(課長) 13 総務部(課長) 14 総務部(課長) 15 総務部(課長) 16 総務部(課長) 17 総務部(課長) 18 総務部(課長) 19 総務部(課長) 20 総務部(課長) 21 総務部(課長) 22 総務部(課長) 23 総務部(課長) 24 総務部(課長) 25 総務部(課長) 26 総務部(課長) 27 総務部(課長) 28 総務部(課長) 29 総務部(課長) 30 総務部(課長) 31 総務部(課長) 32 総務部(課長) 33 総務部(課長) 34 総務部(課長) 35 総務部(課長) 36 総務部(課長) 37 総務部(課長) 38 総務部(課長) 39 総務部(課長) 40 総務部(課長) 41 総務部(課長) 42 総務部(課長) 43 総務部(課長) 44 総務部(課長) 45 総務部(課長) 46 総務部(課長) 47 総務部(課長) 48 総務部(課長) 49 総務部(課長) 50 総務部(課長) 51 総務部(課長) 52 総務部(課長) 53 総務部(課長) 54 総務部(課長) 55 総務部(課長) 56 総務部(課長) 57 総務部(課長) 58 総務部(課長) 59 総務部(課長) 60 総務部(課長) 61 総務部(課長) 62 総務部(課長) 63 総務部(課長) 64 総務部(課長) 65 総務部(課長) 66 総務部(課長) 67 総務部(課長) 68 総務部(課長) 69 総務部(課長) 70 総務部(課長) 71 総務部(課長) 72 総務部(課長) 73 総務部(課長) 74 総務部(課長) 75 総務部(課長) 76 総務部(課長) 77 総務部(課長) 78 総務部(課長) 79 総務部(課長) 80 総務部(課長) 81 総務部(課長) 82 総務部(課長) 83 総務部(課長) 84 総務部(課長) 85 総務部(課長) 86 総務部(課長) 87 総務部(課長) 88 総務部(課長) 89 総務部(課長) 90 総務部(課長) 91 総務部(課長) 92 総務部(課長) 93 総務部(課長) 94 総務部(課長) 95 総務部(課長) 96 総務部(課長) 97 総務部(課長) 98 総務部(課長) 99 総務部(課長) 100 総務部(課長)

- 1 総務部(課長) 2 総務部(課長) 3 総務部(課長) 4 総務部(課長) 5 総務部(課長) 6 総務部(課長) 7 総務部(課長) 8 総務部(課長) 9 総務部(課長) 10 総務部(課長) 11 総務部(課長) 12 総務部(課長) 13 総務部(課長) 14 総務部(課長) 15 総務部(課長) 16 総務部(課長) 17 総務部(課長) 18 総務部(課長) 19 総務部(課長) 20 総務部(課長) 21 総務部(課長) 22 総務部(課長) 23 総務部(課長) 24 総務部(課長) 25 総務部(課長) 26 総務部(課長) 27 総務部(課長) 28 総務部(課長) 29 総務部(課長) 30 総務部(課長) 31 総務部(課長) 32 総務部(課長) 33 総務部(課長) 34 総務部(課長) 35 総務部(課長) 36 総務部(課長) 37 総務部(課長) 38 総務部(課長) 39 総務部(課長) 40 総務部(課長) 41 総務部(課長) 42 総務部(課長) 43 総務部(課長) 44 総務部(課長) 45 総務部(課長) 46 総務部(課長) 47 総務部(課長) 48 総務部(課長) 49 総務部(課長) 50 総務部(課長) 51 総務部(課長) 52 総務部(課長) 53 総務部(課長) 54 総務部(課長) 55 総務部(課長) 56 総務部(課長) 57 総務部(課長) 58 総務部(課長) 59 総務部(課長) 60 総務部(課長) 61 総務部(課長) 62 総務部(課長) 63 総務部(課長) 64 総務部(課長) 65 総務部(課長) 66 総務部(課長) 67 総務部(課長) 68 総務部(課長) 69 総務部(課長) 70 総務部(課長) 71 総務部(課長) 72 総務部(課長) 73 総務部(課長) 74 総務部(課長) 75 総務部(課長) 76 総務部(課長) 77 総務部(課長) 78 総務部(課長) 79 総務部(課長) 80 総務部(課長) 81 総務部(課長) 82 総務部(課長) 83 総務部(課長) 84 総務部(課長) 85 総務部(課長) 86 総務部(課長) 87 総務部(課長) 88 総務部(課長) 89 総務部(課長) 90 総務部(課長) 91 総務部(課長) 92 総務部(課長) 93 総務部(課長) 94 総務部(課長) 95 総務部(課長) 96 総務部(課長) 97 総務部(課長) 98 総務部(課長) 99 総務部(課長) 100 総務部(課長)

様式第3 (第8条関係)

様式第3 (第8条関係) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書)

申請区域の区別 申請書

年 月 日

住所(郵便入付先)

姓 名
氏名及び住所を記載する人による
ついでその代理人の氏名

下記の申請について、申請区域の区別及び申請を記載し、かつ、関係諸
書類を添付し、以下の規定に基づき、必要書類を添付して申請します。

記

- 申請書
- 変更後の申請区域の図
- 変更後の申請区域の図
- 変更後の申請区域の図
- 変更後の申請区域の図
- 変更の理由

備考

- 「1」及び「4」の位置は、隣接及び隣接による表示を以て記載するも
て記載すること。
- 関係の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 尺巻 (代換率の換算係数) は本人が指定すること。

様式第4 (第9条関係)

様式第4 (第9条関係) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書)

申請人の氏名(変更前)

年 月 日

住所(郵便入付先)

旧申請人の住所
旧申請人の住所
旧申請人の住所
旧申請人の住所
旧申請人の住所
旧申請人の住所
旧申請人の住所

下記の申請、申請人の氏名を記載し、かつ、関係諸書類を添付し、かつ、関係
書類を添付し、以下の規定に基づき、必要書類を添付して申請します。

記

- 申請書
- 申請の年月日
- 旧申請人の氏名及び住所及び個人に及ぶ旧申請人の氏名
- 新申請人の氏名及び住所及び個人に及ぶ旧申請人の氏名

備考

- 申請書は、所定の申請書に様式を以て記入し、かつ、関係
書類を添付し、申請をしないこと。
- 関係の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 尺巻 (代換率の換算係数) は本人が指定すること。

様式第5 (第9条関係)

様式第5 (第9条関係) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書)

申請書の第一号(変更前)

年 月 日

住所(郵便入付先)

新申請人の住所
新申請人の住所
新申請人の住所
新申請人の住所
新申請人の住所
新申請人の住所
新申請人の住所

下記の申請、申請人の氏名を記載し、かつ、関係諸書類を添付し、かつ、関係
書類を添付し、以下の規定に基づき、必要書類を添付して申請します。

記

- 申請書
- 申請の年月日
- 旧申請人の氏名及び住所及び個人に及ぶ旧申請人の氏名
- 新申請人の氏名及び住所及び個人に及ぶ旧申請人の氏名

備考

- 申請書は、所定の申請書に様式を以て記入し、かつ、関係
書類を添付し、申請をしないこと。
- 関係の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 尺巻 (代換率の換算係数) は本人が指定すること。

様式第6 (第12条関係)

様式第6 (第12条関係) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書) (申請書)

関係諸書類(変更前の区別)

年 月 日

住所(郵便入付先)

姓 名
氏名及び住所を記載する人による
ついでその代理人の氏名

下記の申請、関係諸書類の変更を申請し、かつ、関係諸書類を添付し、かつ、関係
書類を添付し、以下の規定に基づき、必要書類を添付して申請します。

記

- 申請書
- 変更後の関係諸書類(変更前の区別)
- 変更後の関係諸書類(変更前の区別)
- 変更後の関係諸書類(変更前の区別)
- 変更の理由

備考

- 「1」の位置は、隣接及び隣接による表示を以て記載するも
て記載すること。
- 申請書は、所定の申請書に様式を以て記入し、かつ、関係
書類を添付し、申請をしないこと。
- 関係の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 尺巻 (代換率の換算係数) は本人が指定すること。

様式第7 (第15条関係)

様式第7 (第15条関係) (印紙額等: 1万円) (印紙額等: 1万円) (印紙額等: 1万円) (印紙額等: 1万円)

印紙額等: 1万円

年 月 日

経理者大目録

経理者の氏名
 経理者の住所
 経理者の生年月日
 経理者の性別
 経理者の職名
 経理者の役職

下記の通り、役員経理者大目録1及び関係者の登記を受けたいので、役員経理者大目録1を添付し、以下の事項に基づき、必要の書類を添付して申請します。

1 許行番号
 2 経理者の氏名及び住所が個人にまつける役員経理者の氏名
 3 経理者の氏名及び住所が個人にまつける役員経理者の氏名
 4 役員経理者の一連の簿籍し及び関係者の簿籍しに基づき、当該役員経理者大目録1の記載内容

備考
 1 申請書には、前記の事項に基づき添付する額の入用紙を添付すること(その記入用紙は、特許庁に提出しないこと)
 2 経理の次序は、日本工業規格A4とする
 3 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記すこと。

様式第8 (第16条関係)

様式第8 (第16条関係) (印紙額等: 8千円) (印紙額等: 8千円) (印紙額等: 8千円)

印紙額等: 8千円

年 月 日

経理者大目録 別

別表
 別表の氏名
 別表の住所
 別表の生年月日
 別表の性別
 別表の職名
 別表の役職

下記の通り、個人取締役の登記を受けたいので、役員経理者大目録1を添付し、以下の事項に基づき、必要の書類を添付して申請します。

1 許行番号
 2 別表の個人取締役の氏名及び住所
 3 別表の個人取締役の氏名及び住所
 4 役員経理者の一連の簿籍し及び関係者の簿籍しに基づき、当該役員経理者大目録1の記載内容

備考
 1 申請書には、前記の事項に基づき添付する額の入用紙を添付すること(その記入用紙は、特許庁に提出しないこと)
 2 経理の次序は、日本工業規格A4とする
 3 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記すこと。

様式第8の2 (第16条関係)

様式第8の2 (第16条関係) (印紙額等: 8千円) (印紙額等: 8千円) (印紙額等: 8千円)

印紙額等: 8千円

年 月 日

経理者大目録 別

別表
 別表の氏名
 別表の住所
 別表の生年月日
 別表の性別
 別表の職名
 別表の役職

下記の通り、個人取締役の登記を受けたいので、役員経理者大目録1を添付し、以下の事項に基づき、必要の書類を添付して申請します。

1 許行番号
 2 別表の個人取締役の氏名及び住所
 3 別表の個人取締役の氏名及び住所
 4 役員経理者の一連の簿籍し及び関係者の簿籍しに基づき、当該役員経理者大目録1の記載内容

備考
 1 申請書には、前記の事項に基づき添付する額の入用紙を添付すること(その記入用紙は、特許庁に提出しないこと)
 2 経理の次序は、日本工業規格A4とする
 3 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記すこと。

様式第9 (第17条関係)

様式第9 (第17条関係) (印紙額等: 1万円) (印紙額等: 1万円) (印紙額等: 1万円)

印紙額等: 1万円

年 月 日

経理者大目録

別表
 別表の氏名
 別表の住所
 別表の生年月日
 別表の性別
 別表の職名
 別表の役職

下記の通り、申請を受理した上で、役員経理者大目録1を添付し、以下の事項に基づき、必要の書類を添付して申請します。

1 許行番号
 2 別表の個人取締役の氏名及び住所
 3 別表の個人取締役の氏名及び住所

備考
 1 経理の次序は、日本工業規格A4とする
 2 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記すこと。

様式第10（第18条関係） 株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇
 〇〇〇〇
 株式会社〇〇
 〇〇 〇〇
 株式会社〇〇が親戚が他人に占
 する以上の親戚者の場合
 下記のとおり、事業の停止の経緯を記載し、かつ、原因経緯等に関する事項は、第3項の規定に基づき併記します。
 1 許可番号
 2 事業の停止の経緯を併記する理由
 備考
 1 関係の火災又は、日本工業規格A4となること。
 2 姓名（代表者の氏名を除く。）は本人が記述すること。

様式第11（第18条関係） 株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇
 〇〇〇〇
 株式会社〇〇
 〇〇 〇〇
 株式会社〇〇が親戚が他人に占
 する以上の親戚者の場合
 下記のとおり、事業の停止の経緯を記載し、かつ、原因経緯等に関する事項は、第3項の規定に基づき併記します。
 1 許可番号
 2 事業の停止の経緯
 3 事業の停止の理由
 備考
 1 関係の火災又は、日本工業規格A4となること。
 2 姓名（代表者の氏名を除く。）は本人が記述すること。

様式第12の1（第19条関係） 株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇
 〇〇〇〇
 株式会社〇〇が親戚が他人に占
 する以上の親戚者の場合
 1 許可番号
 2 事業の停止の経緯
 3 事業の停止の理由
 4 原因となる事項
 5 事業の停止の経緯
 6 事業の停止の理由
 7 原因となる事項
 備考
 1 「2」及び「3」の記載は、原因及び経緯の2つを併記したる経緯をもつて記述すること。
 2 関係の火災又は、日本工業規格A4となること。
 3 姓名（代表者の氏名を除く。）は本人が記述すること。

様式第12の2（第19条関係） 株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇
 〇〇〇〇
 株式会社〇〇が親戚が他人に占
 する以上の親戚者の場合
 1 許可番号
 2 事業の停止の経緯
 3 事業の停止の理由
 4 原因となる事項
 5 事業の停止の経緯
 6 事業の停止の理由
 7 原因となる事項
 備考
 1 「2」及び「3」の記載は、原因及び経緯により併記したる経緯をもつて記述すること。
 2 関係の火災又は、日本工業規格A4となること。
 3 姓名（代表者の氏名を除く。）は本人が記述すること。

